

平成 2 9 年度第 1 回

札幌市障がい者施策推進審議会

会 議 録

日 時：平成 2 9 年 1 0 月 4 日（水）午後 6 時 3 0 分開会
場 所：札幌市役所方庁舎 1 8 階 第 2 常任委員会会議室

1. 開 会

○事務局（中田企画調整担当課長） 定刻より若干早いですが、皆様、おそろいですので、ただいまより、平成29年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、時節柄、何かとご多忙の中を多数ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

冒頭の進行を務めさせていただきます札幌市保健福祉局障がい福祉課企画調整担当課長の中田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

2. 札幌市障がい保健福祉部長挨拶

○事務局（中田企画調整担当課長） 本会議の開催に当たりまして、保健福祉局障がい保健福祉部長の山本よりご挨拶を申し上げます。

○山本障がい保健福祉部長 皆様、こんばんは。

いつも皆様には大変お世話になっております。障がい保健福祉部長の山本でございます。

今年度第1回目となります札幌市障がい者施策推進審議会の開催に当たりまして、皆様、大変にお忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

7月の審議会の委員の改選に当たりましては、委員のご就任を引き受けていただきまして、この場をかりまして改めて感謝を申し上げたいと思います。

なお、委嘱状につきましては、本来ですと市長が直接お渡しすべきところですが、事前に郵送にてお手元に送らせていただきましたことを、この場をおかりしましておわびを申し上げます。

この審議会ですが、障害者基本法に基づきます札幌市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進につきましてご審議をいただく機関でございます。

今回は、審議会の会長及び会長代理をご選出いただきまして、その後、現在、策定作業を進めておりますさっぽろ障がい者プランを中心にご審議をいただきたいと考えております。また、このほかにも、本日、札幌市議会の本会議がございましたが、障がい者のコミュニケーション手段の条例に関しまして可決、成立しました。施行日は12月1日となりますので、そちらのご報告をさせていただきますとともに、本日、リーフレットを置かせていただいているようですが、10月18日からヘルプマーク及びヘルプカードの配布が開始になりますので、それについて、また、障がい者プランと同じようにこの審議会に検討部会を設けまして検討を進めております障がい児の支援体制の検討状況、最後に障がい者就労施設からの物品等の調達の合計4項目についてご報告をさせていただく予定です。

結びになりますが、委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきまして、審議のほどをよろしく願いしたいと思います。

本日は、よろしく願いいたします。

◎事務局連絡事項

○事務局（中田企画調整担当課長）　続きまして、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

事前にお送りしました資料のうち、最初に平成29年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会次第がございます。その裏面に資料の一覧を載せておりますので、ごらんください。本日は、今、山本からも話がありましたように審議事項が1点、報告事項が4点ございまして、それらに関する資料をお送りさせていただきました。

まず、資料1ですが、この審議会の根拠規定になります。次に、審議事項1、次期さっぽろ障がい者プランの策定についてということで、資料の2-1から2-5まででございます。次に、報告事項1、障がい者コミュニケーション条例についてということで資料3でございます。次に、報告事項2、ヘルプマーク、ヘルプカードの導入についてということで資料4でございます。続きまして、報告事項3、障がい児支援体制検討部会についてということで、資料5でございます。最後に、報告事項4、障がい者就労施設等からの物品等の最優先調達についてということで、資料6-1、6-2でございます。また、本日、机上に置かせていただきました資料ですが、委員名簿、ヘルプマークのリーフレット、現行のさっぽろ障がい者プランの本書の3点でございます。

不足等がございましたら、お申しつけください。

○事務局（中田企画調整担当課長）　続きまして、本日、ご出席されている委員の皆様を座席の順にご紹介させていただきます。

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部幹事の旦尾委員でございます。

札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員でございます。

札幌市社会福祉協議会事務局副局長の安達委員でございます。

札幌市精神障害者家族連合会専務理事の伊藤委員でございます。

札幌山の手養護学校教諭の薄井委員でございます。

札幌市中途失聴・難聴者協会会長の扇谷委員でございます。

児童発達支援センターきらめきの里総合施設長の加藤委員でございます。

札幌公共職業安定所統括職業指導官の地吹委員でございます。

札幌市手をつなぐ育成会副会長の長江委員でございます。

札幌市精神障害者回復者クラブ連合会会長の細川委員でございます。

就労継続支援事業所札幌社会復帰センター法人統括施設長の森本委員でございます。

北海道難病連専務理事の増田委員でございます。

札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員でございます。

札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

なお、本日は、北海道中小企業家同友会札幌支部障がい者問題委員長の大場委員、札幌市民生委員児童委員協議会理事の高柳委員、北星学園大学短期大学部教授の藤原委員、北海道立心身障害者総合相談所所長の森委員の4名が所用のため欠席とのご連絡をいただいております。

本日は、ご多忙にもかかわらず、14名の委員のご出席をいただいております。札幌市障がい者施策推進審議会条例第7条第2項により過半数を超えておりますので、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、事務局の紹介を簡単にさせていただきます。

障がい福祉課からです。改めまして、障がい保健福祉部長の山本でございます。

○事務局（山本障がい保健福祉部長） 改めまして、よろしくお願いいたします。

○事務局（中田企画調整担当課長） 私も改めまして、企画調整担当課長の中田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（松原障がい福祉課長） いつもお世話になっております。障がい福祉課長の松原と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（安田自立支援担当課長） 自立支援担当課長の安田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 事業計画担当係長をしております樋口と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（福井発達障がい担当係長） 発達障がい担当係長の福井と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（石田就労・相談支援担当係長） 就労・相談支援担当係長の石田と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（鈴木個別支援主査） 個別支援主査の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（名塚調整担当係長） 調整担当係長の名塚と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（堀井給付管理係長） 給付管理係長の堀井と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（宮野運営指導係長） 運営指導係長の宮野でございます。よろしくお願いいたします。

3. 議 題

○事務局（中田企画調整担当課長） それでは、これより議題に入らせていただきます。

1 番目の会長の互選についてでございます。

資料1の札幌市障がい者施策推進審議会条例をごらんください。

まず、この審議会の概要等についてご説明させていただきます。

この審議会は、障害者基本法を根拠に、条例により設置するものでございます。

審議会の事務の内容といたしましては、この後、ご審議をいただきます障がい者計画、札幌市ではさっぽろ障がい者プランという名称としておりますが、それと障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議することとしております。

このたび7月に委員の改選を行いまして、合計18名の委員の皆様に委嘱をさせていただいております。皆様の任期は2年でございます。

これから、条例の第6条第1項の規定により会長を委員の皆様の互選により定めることとしておりますので、お願いしたいと思います。

次に、第6条第3項の規定により、会長は会長代理をあらかじめ指名するものとされております。

それではまず、会長の互選について、ご就任いただける委員はいらっしゃいますでしょうか。

いらっしゃらないようですので、どなたかご推薦はございますでしょうか。

浅香委員、お願いいたします。

○浅香委員 こういった審議会の会長は、一般的には学識経験者の方をお願いすることが多いようございますが、決してそれにとらわれる必要もないと思っております。私は、これまで社会福祉法人の運営に長年携わるなど、障がい福祉分野に長い経験と深い造詣をお持ちの森本委員が適任ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(中田企画調整担当課長) それでは、皆さんのご同意をいただいたようですので、森本委員、会長にご就任いただくということでよろしいでしょうか。

○森本委員 皆様のご承認をいただけるのであれば、お引き受けいたします。

○事務局(中田企画調整担当課長) それでは、皆様のご承認をいただきましたので、森本委員に会長をお願いしたいと存じます。

続きまして、会長から会長代理を指名していただきたいと思っております。

なお、この前の任期におきましては、札幌市身体障害者福祉協会の会長でいらっしゃる浅香委員にお願いをしていたところでございます。

○森本会長 引き続き、浅香委員に就任していただけると大変心強いのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(中田企画調整担当課長) それでは、会長代理をご承認いただきましたので、浅香委員に決定させていただきます。

会長及び副会長におかれましては、大変恐縮ですが、席のご移動をお願いいたします。

[会長、副会長は所定の席に着く]

○事務局(中田企画調整担当課長) それでは、森本会長より、一言、ご挨拶を頂戴しまして、その後の進行は会長にお願いしたいと存じます。

ここで、大変恐縮ですが、部長の山本は、別の用務がございますことから、ここで退席させていただきたいと思っております。

それでは、森本会長、よろしくをお願いいたします。

○森本会長 改めまして、森本でございます。

会務の進行等についてはふなれではございますが、浅香副会長を初め、皆様のお力をお借りしながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、ここからの進行を私のほうで進めさせていただきたいと思います。

なお、皆様にお願いがございます。ご発言の際には、情報保障の観点から、なるべくゆっくりとお話をさせていただきたいと思います。また、発言の中でわからない言葉などがございましたら、遠慮なくお知らせをいただきたいと思います。

それでは、審議事項に入りたいと思います。

審議事項ですが、次期さっぽろ障がい者プランの策定についてです。

現行のさっぽろ障がい者プランの計画期間満了に伴いまして、新たなプランを策定するという件についてはことしの3月にこの審議会においても大きな見直しの方向性、それから検討体制、スケジュール等につきまして事務局より説明をいただいたところです。具体的な見直しの議論につきましては、この審議会に検討部会を設けまして、3月以降、検討を進めてまいってきたかと思えます。今回の審議会では、検討部会の議論が一旦まとまったということで、次期プランの素案について、事務局から説明をしていただきたいと思えます。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（中田企画調整担当課長） 企画調整担当課長の中田よりご説明を申し上げます。

平成30年度からの次期さっぽろ障がい者プランの策定につきましては、3月のこの審議会においてもご説明を申し上げたところではございますが、今回、委員の皆様の交代もございましたことからプランの概要、検討体制、スケジュール等も含めまして、改めてご説明をさせていただきます。

最初に、次期プランの検討体制とこれまでの検討経過及び今後のスケジュールについて、ご説明いたします。

まず、検討体制についてですが、3月のこの審議会においてご了承をいただきまして、この審議会に検討部会を設けまして、メンバーにはこの審議会の一部委員の方々のほかに、自立支援協議会、精神保健福祉審議会、その他、障がい者団体や支援者団体の代表の方々などにご参加をいただき、本年5月から9月にかけて、かなりタイトなスケジュールではございましたが、計5回の会議を開催しましてご議論をいただいたところでございます。会議では、さまざまなお立場から多岐にわたるご意見を頂戴したところでございます。この検討部会でいただいたご意見を踏まえまして、現時点での次期プランの事務局案をまとめましたので、本日、この審議会でも事務局案のご了承をいただければと考えております。

なお、今後の検討スケジュールですが、市役所内で他の部局もまじえた検討を引き続き進めていくことになっております。この検討の中では、市長の公約との関係性、また、財政面の問題、他部局との施策との整合性の観点からもさまざまなチェックを受けることとなります。その後、札幌市としてのプランの素案を固めましたら、年明けになります。

パブリックコメントということで改めまして広く市民の皆様からご意見を募集しまして、3月には正式なプランとして策定する予定でございます。

それでは、資料の説明に入らせていただきますが、まず、お手元の資料2-1、次期さっぽろ障がい者プランの全体構成案についてをごらんください。

上半分が現行のプランの構成となっております。現在のさっぽろ障がい者プランは、法律により各自治体に策定義務がある二つの計画で構成されております。まずは矢印の上のほうになります障害者基本法に基づく障がい者計画です。札幌市では、これまで障がい者保健福祉計画という名称でつくってございましたが、障がいのある人の自立や社会参加のための支援等につきまして、その基本的な施策を定めているものでございます。

もう一つが矢印の下になりますが、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画でございまして、国から出される基本指針の内容を踏まえ、障がい福祉サービス等に係る提供体制の確保に関しまして、成果指標またはサービスごとの必要な量の見込みを定めるものとなっております。

次に、下半分が次期プランの構成となっております。

検討部会では、大きな構成自体は現行のプランを継続するものとして各委員の皆様のご了承をいただいたところでございます。また、名称もこれまでのものとの継続性を重視し、さっぽろ障がい者プランという名称を使うということで委員の皆様からもご了承をいただいたところでございます。

なお、プランの名称の関係ですが、現在、本市の保健福祉局内では、障がい部門以外にも、高齢、介護または医療といった各分野のプランの見直しを検討しているところでございます。この動きの中で、次期プランから一律2018と策定年度の西暦表示を入れるという話も出ておりますので、最終的には、さっぽろ障がい者プラン2018という名称になる可能性があることをつけ加えさせていただきます。

その他、構成案のポイントですが、計画期間が6年のほうで、これまで障がい者保健福祉計画としていたものですが、障がい福祉計画と名前が似ていてわかりづらいというご意見も多かったことから、次期プランからは、障がい者計画というシンプルな名称に改めたいと考えております。これは、根拠規定である障害者基本法に基づく名称を使うことになります。

もう1点ですが、平成30年度から、各自治体に策定が義務づけられる障がい児に係る計画についてです。これにつきましては、現在のさっぽろ障がい者プランにおいても成人の障がいのある方と障がいのあるお子さんとの施策を一体として策定をしており、次期プランにおいても同様の扱いとしたいと考えております。

続きまして、資料2-2の次期さっぽろ障がい者プラン体系案についてをごらんください。

こちらは、次期プランのイメージをより詳しくお伝えできるものと思われまます。現行プランと同様に、基本理念、計画目標、施策分野に加えまして、障がい福祉計画部分という

展開は変わらない形で検討しております。まず、基本理念ですが、共生社会の実現ということ自体は、障害者基本法を初め、各種法令等も最終的な目標として掲げているものであり、これ自体は札幌市としましても引き続き進めていかななくてはならないものと考えております。これに加えて障がいのあるなしにかかわらず、当然に保障されるべき命の尊厳に関する規定を札幌市といたしましてもプランの最上位の基本理念に位置づけたいと考えております。

続きまして、計画目標についてです。現行プランでは、①から④までの計画目標を設けておりますが、それぞれ次の理由により原則としてこれらの計画目標につきましては、次期プランにおいても継続したいと考えております。

まず、①地域社会の障がいのある人に対する理解促進でございます。昨年4月から施行されました障害者差別解消法に基づきまして内閣府が制定しました基本方針におきましても、共生社会の実現のためには、特に障がいのない方々の障がいに対する偏見や誤解を解消していくことが重要であるということが明記されたところでございます。また、札幌市でも、この理解促進は、これまでもプランの施策分野の最初に掲げるなどしてきたところですが、3月のこの審議会でも報告しましたとおり、札幌市で実施した実態調査からも、思うようにこのような効果が出ていないという状況がございます。後ほど説明しますが、各種施策に横断的にかかわってくる内容でもございますので、引き続き計画目標に掲げてまいりたいと考えております。

次に、②障がいのある方の自己決定の尊重と意思決定の支援、③施設・病院から地域への移行推進と地域生活を支えるためのサービスの提供基盤の一層の充実でございます。これらにつきましては、各自治体が策定する障がいに係るプランの根拠である障害者基本法が障がいのある方の自立や社会参加の支援等を目指しているものであることと、障がい福祉計画を策定する際に、各自治体が参考とする国の基本方針にある基本的な考え方との整合性からも、これらの計画目標も引き続き掲げていく方向に変わりはないものと考えております。

また、④市民・事業者・行政などの連携強化による地域の福祉力の向上ですが、こちらも多種多様な障がいのある方のニーズに対して行政だけで対応することは現実的には、なかなか難しい状況でございますことから、地域や民間企業との連携という問題は、これからもさらに重要になっていくものと考えております。したがって、この計画目標も継続していくことが適切であると考えております。

次に、次期プランからは、これまでの計画目標に新たなものを2点追加したいと考えております。

一つ目は、⑤障がいのある子どもへの支援です。これまでのプランについても、障がい児に係る施策などは掲載しておりましたが、障がい福祉計画の中に自治体として、障がい児に係る計画策定が法的に改めて義務づけられたことや、さきにも触れました障害者差別解消法の基本指針でも、障がい児については、成人とは異なる配慮が必要である旨の記載

がございます。障害者総合支援法や児童福祉法の改正を踏まえまして、障がい部門だけではなく、幅広く関係部門と連携をしていく必要性が従来よりも増しているといった背景などを踏まえまして、障がい児支援について新たな計画目標として掲げる必要があると考えております。

次に、⑥障がいを理由とする差別の解消でございます。こちらにつきましては、前回、3年前のプラン改定の際に、当時、成立したばかりでした障害者差別解消法の内容を踏まえまして施策分野は新設をしたところですが、本来的にはあらゆる分野で意識をしなければならない項目でございますことから、施策分野だけではなく、計画目標にも掲げるべきと考えております。

次に、施策分野の構成案につきましてもあわせて説明いたします。

現在11の分野で構成している本市プランの分野は、国の基本計画に倣ったつくりとしているものでございます。この分野自体は、障がいのある方の生活を広くカバーするという意味からも、また、現時点で国も施策分野を大きく変えるといった情報はないことから、札幌市としましても大きくは変えない前提で検討してきたところでございます。

ただし、次の2点につきましては、変更する予定をしております。

1点目ですが、分野の位置づけを若干変えまして、横断的の分野を設けたいと考えております。各分野のうち、そのほかの分野にも共通する内容のものでしたとか、どの分野においても常に意識をする必要があるといった意味で、横断的に位置づけて取り組んでいくべきものがあるかと考えます。この考え方は、国における基本計画でもとられているものでございます。横断的の分野としましては、施策分野の枠の右側ですが、障がい等の理解促進、生活環境の整備、情報のアクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実、障がいを理由とする差別の解消、権利擁護の四つの分野を考えております。

2点目に、各分野の名称を若干変更する案を提案したいと考えております。現行のプランの分野名称は、雇用、就労、スポーツ、文化という表現でしたが、分野名称から札幌市がそれについてどのようにしたいのかということがなかなか伝わりにくい表現となっております。この点、国の基本計画の見直しの動きと合わせまして、雇用・就労の促進、スポーツ・文化の振興といった具体的な表現に改めたいと考えております。

続きまして、裏面に記載させていただいておりますのは、現行の分野と次期プランの分野の対比でございます。右側に次期プランの各分野における主な取り組みを記載しておりますが、次年度以降の具体的な取り組みにつきましては、財政部門との予算折衝を経て、正式に実施が決定されるため、あくまでも現時点での案であることをご了承いただければと思います。こうした前提のもと、新たな取り組みとして想定しているものをいくつかピックアップしてご説明いたします。まず、障がい等への理解促進の分野ですが、これまでの出前講座や障がい当事者の講師派遣事業等に加えまして、後ほどの議題でご説明をいたします今年度からの新たな取り組みであるヘルプマーク、ヘルプカードについても記載する予定でございます。

次に

。生活環境の整備の分野ですが、これまでも札幌市が各種条例や基本構想などにに基づき行ってきた各種のバリアフリー施策を今後も継続して記載するとともに、昨今、新たに開始しましたユニバーサルデザインタクシーへの補助制度も記載する予定でございます。

情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実の分野では、これも後ほどの議題でご説明します障がい者コミュニケーション条例に基づき、今後実施していく各種施策を記載していく予定でございます。

障がいを理由とする差別の解消・権利擁護の分野では、昨年、札幌市において障害者差別解消法施行に向けて策定しました対応方針に盛り込まれた取り組みを中心に、新たに共生社会推進協議会や市民向けフォーラムの実施を記載するとともに、従前からの職員研修の実施等の取り組みも記載する予定となっております。ここまでが横断的分野に位置づける四つの分野でございます。

これより下のその他の分野につきましては、基本的にはこれまでの取り組みの継続というのが大きな方向性となっておりますが、例えば保健・医療の推進の分野ですと、平成30年度から北海道より札幌市に権限移譲されます難病関連の事業を新たにプランに記載していく予定となっております。療育・教育の充実の分野では、これまでと同様に、子ども未来局や教育委員会所管の取り組みも含めて広く障がいのあるお子さんに関連する施策を記載していく予定ですが、新たに法改正で対応を求めています医療的ケア児への支援の検討についても記載していく予定でございます。

続きまして資料2-3、第5期札幌市障がい福祉計画成果目標（案）という資料をごらんください。

障がい福祉計画分野については、現行プランと同様に国から示された基本指針に基づき、成果目標と障がい福祉サービス等の見込み量を盛り込む予定でございます。なお、成果目標等につきましては、国の指針をベースに地域の実情を考慮して定めることとなっております。まず、入所施設の入所者の地域生活への移行者数についてでございます。国の基本指針では、平成28年度末時点で、福祉施設に入所している障がい者のうち、平成32年度末までの4年間で9%以上が地域生活に移行することを基本としております。この9%という数字の積算根拠ですが、各自治体の過去の移行者数の伸び率、いわゆる過去実績に基づき今後の伸び率を計算するという方法をとっております。同じ方法で札幌市の場合を計算しますと、平成28年度末の福祉施設入所者数が、2,093人となっており、過去の実績をもとにした推計では、平成32年度末までに110人が地域生活に移行する見込みとなります。パーセンテージといたしましては、約5.2%という数字になります。国の値を比較しますと少ない値となっておりますが、昨年度、札幌市で実施しました入所施設への調査結果からも、現在の施設入所者の大半が高齢化の状況かつ重度化の傾向となっていることは明らかでして、こういった本市の実情を考慮しますと、国の基本指針からは少し下がる形となりますが、パーセントは6%、人数は125人の地域生活への移行を目

指すことが妥当と考えております。

次に、入所施設の入所者数の減少見込み数についてでございます。国の基本指針では、平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本としております。こちら、国において過去実績に基づき数値を設定しております。

札幌市では、最初の目標と同様ですが、平成28年度末時点の施設入所者数が2,093人となっており、国と同じ手法を用いて推計いたしますと、平成32年度末までに2,022人まで削減できる見込みであり、これは2,093人の3.4%に当たることから、国の基本指針を上回る形となりますが、地域の実情を鑑みて4%、83人の削減を目指したいと考えております。

次に、2ページの上の項目ですが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築についてでございます。これは、今回の基本指針から記載された新たな項目ですが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、地域の助け合い等が包括的に確保された環境のことであり、将来的にこの地域包括ケアシステムをつくることを目指し、当面の目標としまして、平成32年度末までに市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することとされております。地域包括ケアシステムとは、現在も介護部門において用いられている言葉になりますが、今回、長期に精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を進めるため、この概念がこちらの分野にも取り入れられたものと考えられます。協議の場の見込みにつきましては、本市の附属機関である自立支援協議会の有期プロジェクトとして、精神障がい者地域生活移行推進プロジェクトチームがありますので、このプロジェクトのあり方を見直し、役割を担うことを検討していただくということで検討部会においてもご了承をいただき、自立支援協議会とも既に調整を始めているところでございます。

次に、下段の地域生活拠点の整備についてです。これは、障がいのある方の高齢化、重度化や、親亡き後も見据えつつ、障がい児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、グループホームなどの居住機能と相談コーディネートや、ショートステイなどの地域支援機能を拠点として一体的に整備するものでございます。また、整備の方法としまして、一つの拠点を整備する方法のほか、拠点を設けずに地域において機能を分担する面的整備型というものもございます。この成果目標につきましては、現プランにも記載しており、平成29年度末の設置に向けて検討を進めてきたところではございますが、札幌市も含めて全国的にも整備がなかなか進んでいない状況にございます。引き続き、平成32年度末までの整備を目指していきたいと考えております。

次に、福祉施設から一般就労への移行者数についてです。国の基本指針では、福祉施設、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などを通じて平成32年度中に一般就労する障がい者を平成28年度実績の1.5倍以上とすることを基本としております。こ

の実績につきましては、北海道が集計を行っており、現時点では平成27年度末の数字が最新のものとなりますが、札幌市の平成27年度実績378人に直近3年の平均延べ人数37人を加えていくと平成32年度に563人となり、平成28年度の実績を415人と見込んだ場合、1.36倍という数字となります。したがって、国の指針と同様に1.5倍、623人の移行を目指していきたいと考えております。

続いて、就労移行支援事業の利用者数についてでございます。国の基本方針では、平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末実績より2割増加することを目指すとしております。札幌市では、直近の実績から、平成32年度の予想実績が846人となり、平成28年度の実績769人と比較すると5%程度の伸びということで、目標としましては1割増を目指したいと考えております。国を下回る状況となる主な原因は、相談支援事業所等の現場職員の意見からは、昨今、障がい当事者が必ずしも福祉施設のサービスを経ずに自力で一般企業に就職されるケースもふえてきている実態もあるように伺っております。一般就労への道を福祉サービスに限定する必要はございませんので、いたずらに利用者数の目標を高く設定する必要もないものと考えております。

次に、就労移行支援事業所の就労移行率についてでございます。国の基本方針では、平成32年度末の時点で就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を現在の5割以上とすることを目指すとしております。札幌市では、平成27年度実績において、就労移行率を3割以上の事業所は全体の約4割となっておりますので、これも国の指針と同様に5割を目指したいと考えております。

次に、就労定着支援についてでございます。就労定着支援は、平成30年度から新たに始まる法定メニューとなっております。国の基本指針では、この支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とするとされております。本市の目標設定でございますが、この就労定着支援の詳細な事業内容がまだ国からおりてきていないため、国の動向にもよりますが、一旦、国と同様の目標設定としたいと考えております。

次からの4項目につきましては、新たに法定化された障がい児に係る部分となります。

まず、最初の3項目をまとめてですが、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保につきましては、本市では、既に目標を達成済みとし、設定をしない方向で考えております。これらは、より規模の小さい自治体や地域向けの項目ではないかと推測されます。

次に、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置についてでございます。医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室等に長期間入院した後、引き続き、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がいのあるお子さんがふえていることを受けまして、国の基本指針では、平成30年度末までに各市町村において保健・医療・障がい福祉・教育などの関係する機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本としております。本市におきましては、自立支援協議会の子

ども部会に医療的ケア児支援協議会を設置する方向で検討中でございます。

次に、国の基本指針にはございませんが、札幌市独自の目標として、障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合を継続することとし、障がいのあるお子さんにとって地域で暮らしやすいまちであると思う保護者の割合を新たに目標設定したいと考えております。

なお、現行プランに記載しておりました独自目標のうち、入院中の精神障がい者の地域移行支援の利用者数につきましては、病院からの地域移行の手法について、法定サービスだけによるものではないといったご意見も検討部会でいただいたことと、精神障がいにつきましては、新たに地域包括ケアに係る協議の場の設置が目標化されたことを踏まえ、この部分については、次期のプランからは落としていきたいと考えております。

次に、サービス見込み量については、資料2-4になります。

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業につきまして、平成32年度までのサービス見込み量を積算しております。基本的には、直近3年間の実績をベースに算出しております。ただし、平成30年度から新たに創設されるサービスである就労定着支援、自立生活援助、居宅訪問型児童発達支援につきましては、国から各サービスの詳細の情報が来ないということもあり、現時点では算出ができないこと、また、地域生活支援事業については、北海道の障がい福祉計画と考え方等について整合性をとる必要があるのですが、北海道の障がい福祉計画がまだ示されていないことから、現時点で未定となっておりますことをご了承ください。

最後に、資料2-5ですが、ただいま説明した内容をプラン事務局案としてまとめたものになります。事前にご確認をいただいておりますとおり分量がかなりありますことから、大変恐縮ですけれども、本日、一字一句を説明することは控えさせていただきたいと思っております。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

次期プランに対する分野別の情報、成果目標等について説明をいただいておりますが、委員の皆様から、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

○浅香副会長 身障協会の浅香です。

障がい者プラン検討部会の座長を務めさせていただきましたので、今、中田課長から詳細の説明がありましたが、会議の経緯なども含めて、ざっくばらんにご説明をさせていただきたいと思っております。

12名の委員が任命されまして、施策推進委員会の中では、私と長江委員と増田委員と伊藤委員が12名のうちの4名ということで加えさせていただきましたので、6月19日から9月21日までの約3カ月間で5回の部会が開催され、きょうのように毎回夜に開催される中、ほとんどの委員の方に参加していただき、抜群の出席率だったと私も思っているところです。毎回、各委員の皆さんはそれぞれの団体や協議会などを代表しているという

気概を強く持たれており、本当に活発な意見が出され、5回目まで部会がつながっていきましたが、障がい福祉課の方の肩を持つようではあります。何より、それらの意見のほとんどを事務局で酌み取っていただくことができまして、プランの中身に反映できたのではないかと感じているところです。

しかしながら、議論の中で、災害時の避難に関することや、通勤、通学の際の支援の必要性など、さまざまな課題につきましても意見が出されまして、これからの障がい福祉施策に何が必要なのか、市の方々に認識していただけたのではないかと考えております。今後の進展に期待して部会を終えたところでございます。

以上です。

○森本会長 検討部会長の補足説明という形で捉えさせていただきたいと思えます。

増田委員、お願いいたします。

○増田委員 北海道難病連の増田でございます。

皆様方には、いつも北海道難病連をご支援いただきまして、ありがとうございます。

今、浅香委員からいろいろ報告がございました。計画検討部会のほうでは、本当にいろいろな声を出させていただきまして、それも反映させていただきましたが、今、この委員の皆様には北海道難病連として認識していただきたいことを再度お伝えします。

資料ナンバー2-5の49ページです。

中田課長からも発言がありましたが、分野2、保健・医療の推進においては、基本施策4、難病に関する保健・医療施策の推進が項目立てをされました。札幌市が行う医療費助成や難病相談支援センター事業についても記載されております。難病は、医療政策の面ではたくさんの声が語られていると思いますが、長期にわたり治療を続けることで、医療費の支払いの大変さに加え、生活を送ることの大変さもまた多くの方が感じています。そのような方々を支援することが社会保障や福祉の役割と考えています。

今回の障がい者プランに項目立てされたことについて、私どもは本当に評価していただいたこと、それから、北海道難病連など関係機関と連携しながら引き続きサービスの提供、それから支援対策の充実を私たちが図っていきたいと考えておりますので、ここで改めて報告させていただきます。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

検討部会の中で、かなりいろいろな発言が出て、それを今回のプランの中になんか形として盛り込んでいる状況になっているということが今のお二人の発言でわかるかと思えます。

ほかにご意見等がございましたら、お願いいたします。

安達委員、お願いいたします。

○安達委員 社会福祉協議会の安達でございます。

次期さっぽろ障がい者プラン体系案についてという資料2-2ですが、計画目標という

ことで6項目上がっております。今までもあったかと思うのですが、4番目に地域の福祉力の向上という項目がありまして、その中で考え方の最後に、地域社会などの協力が不可欠ですと書いてあるのですが、実は、介護保険の分野においても介護予防の部分がかかなり地元負担をかけるかといいますか、新総合事業という形で今年度からおりてきております。その中で、介護の関係は、例えば福まち活動の強化や、私ども区社協でいろいろと取り組ませていただいておりますが、どうも地元自体は、また何かやらせるのかみたいな感覚になりかねないので、町内会の方、やられる方、民生委員の方とか、特定の方に多くの負担が行っている現実がありますので、その辺のところを障がい分野でもどのようにやっていただければいいのかというあたりが気がかりなものですから、その辺のご配慮をいただければと思っております。

よろしく申し上げます。

○森本会長 ありがとうございます。

計画目標の中の地域の福祉力の向上の中の住民の負担感がない形での記載ということで、この辺はご意見として事務局にお届けできればと思いますので、よろしく申し上げます。

ほかにご意見等はございませんでしょうか。

細川委員、お願いいたします。

○細川委員 札幌市精神障害者回復者クラブ連合会会長の細川潮と申します。よろしく申し上げます。

分厚いさっぽろ障がい者プラン2018事務局案の中の先ほどお話があった49ページですが、保健・医療の推進のところでは、重度心身障がい者医療費助成制度の項目がありました。精神の手帳1級の方で、たしかこの制度を通院のみ利用できるということが認められているのですが、この間、ある施設で、いろいろな科にかかっているお年寄りの方がいらっしやいました。経済的負担が大変で困っていたのですが、よく見たら手帳は1級だったのです。そして、こういう制度がありますよと教えてあげたのですが、全然知らなくて、なおかつ施設の職員も知らなくて、初めてその場でわかって、すぐに本人は喜んで区役所で手続をして、今まで払ってきたお金も返ってきたと大した喜んでるケースでした。まだまだわからない職員が思うのです。ですので、冊子のようなものでわかりやすく印刷したものを配布するということができたら、お願いしたいという意見です。よろしく申し上げます。

○森本会長 ありがとうございます。

重度医療費助成の周知のための方策をというご意見でよろしいでしょうか。

これにつきまして、事務局のほうで何かございますか。あるいは、細川委員からの意見ということで受けとめていただくという形でよろしいでしょうか。

○浅香副会長 今、細川委員から周知の件につきましてご発言がありました。今は医療費助成の関係でしたが、いろいろな面で周知が足りないというのがこの会議の中でも出ていました。今の医療費のことは初めて細川委員が発言されましたが、例えば住宅の改造の関

係も含めて、もっと周知をしてほしいとか、これに載せてほしいという意見も出て、事務局で検討していただくことになっています。そういう点もあわせてお願いしたいと思っています。

○森本会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○森本会長 ないようでしたら、最後にご意見を求めますので、そのときにでもお願いしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。

報告事業1の障がい者コミュニケーション条例について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(松原障がい福祉課長) 障がい福祉課長の松原でございます。よろしく願いいたします。

このたび、札幌市において新たな条例を制定しましたので、その内容についてご説明させていただきます。

資料3をごらんください。

1の条例の名称ですが、札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例でございます。正式名称がとても長いことから、広報等に当たりましては、障がい者コミュニケーション条例という略称を用いて、今後、周知してまいりたいと考えております。

2の経緯ですが、この条例につきましては、平成28年1月に設置した手話・障がい者コミュニケーション検討委員会において、これまで7回の会議を開催しまして、条例に盛り込む内容等についてご意見をいただきながら検討を進めてまいりました。

条例の素案につきましては、ことし6月28日から30日間のパブリックコメントを実施し、点字によるご意見13名を含む147名の方から延べ234件のご意見を頂戴しております。

主なご意見としましては、この条例への賛意を示すもの、わかりやすい普及啓発を求めるもの、手話条例の制定を求めるものなどがございました。条例案につきましては、現在、開かれております第3回定例市議会に提出し、議員の皆様による審議を経まして、山本からも冒頭にご報告がありましたが、本日10月4日に議決され成立しております。

次に、3の条例の概要についてご説明いたします。

まず、(1)目的でございます。条例の目的は、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進し、もって共生社会の実現を目指すものでございます。この条例においては、点線枠囲みの中にあるとおり、聴覚障がいのある方が使用する手話や要約筆記、視覚障がいのある方が利用する点字や拡大文字、知的障がいのある方などにもわかりやすく平易な表現や絵文字など、障がいの特性に応じて利用されるあらゆるコミュニケーショ

ン手段を対象としております。

次に、（２）基本理念としまして、コミュニケーション手段の選択機会の確保など、五つの項目を盛り込んでございます。

裏面に移っていただきまして、（３）市の責務、市民及び事業者の役割でございます。

市の責務としましては、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解及びその利用を促進するための施策を推進していくこと。また、事務または事業を実施するに当たってコミュニケーション手段の利用について、合理的配慮を行うことを盛り込んでおります。市民の役割としては、条例の基本理念に対する理解を深めていただくこと。また、市が行う施策に協力していただくことを努力義務としております。

事業者の役割としては、市の施策に協力していただくこと、また、事業を行うに当たり、コミュニケーション手段の利用について、合理的配慮を行っていただくことを同じく努力義務として盛り込んでおります。

次に、施策に関する内容でございます。

施策は大きく二つの項目により構成してございまして、一つ目は、（４）に記載してあります市民の理解促進でございます。普及啓発や講座等、学ぶ機会の提供に加えまして、市民や事業者の自主的な取り組みを支援することについて規定してあります。

また、二つ目は（５）利用促進でございます。障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用機会を拡大するための施策に加え、通訳者などの支援者を確保、養成するための施策を行うことなどについて規定してあります。

これらの施策を行うに当たりましては（６）から（８）の項目にございまして、市外から訪れる滞在者等にも配慮するほか、本日ご審議いただいた新たなさっぽろ障がい者プランに施策の基本的な方針を定めること等について規定してあります。

最後になりますが、この条例につきましては、（９）の附則にありますとおり、本年１２月１日に施行いたします。

説明は以上です。

○森本会長 ありがとうございます。

障がい者コミュニケーション条例につきまして、委員の皆様のご質問、ご意見等がございましたらお受けいたします。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 きらめきの里の加藤です。

コミュニケーション条例を策定していただいたということで、いろいろな意思決定支援とか障がいのある方々の情報バリアフリーということで、非常に大きな一歩を踏み出していただいたということで、評価できることだと思います。

昨今、札幌は、大きなまちで、国際会議もそうですし、全国研修会なども非常に多く開かれていて、そこに聴覚障がいや視覚障がいのある方々も多く参加されることになって、そうすると通訳をしてくださる方の数がたくさん必要になってくる状況があります。私も

いろいろな実行委員をやらせていただいている、その確保がとても大変で、特に障がいの分野に特化した手話ということで、通訳なので、そこをトレーニングしていないとなかなか会話の通訳とかまたちょっと違う研修会等の場面とか、専門的なところでの通訳が非常に求められてくるのではないかと思います。特に、札幌に大きな会場がありますので、具体的な策としては何があるかわからないのですが、そんな状況が求められることになるし、このように条例ができた中では、ますますそのところで信頼感というか、札幌でやれるといいなともなるのではないかと思いますので、ぜひ、実際に進めるに当たって、また、予算をつけるに当たって、その辺のところもご考慮をいただけるとありがたいと思います。

○森本会長 ありがとうございます。

私もコミュニケーション条例については、本当に一歩先に進んだ条例かなと思っておりますし、障がい特性に応じた意思の伝達手段を選ぶことができるということは非常に大きいことかと思っております。

実は、私どもも、先週、全国大会がございまして、そのときに要約筆記や手話を使わせていただいたのですが、必ず合理的配慮という中に、こういった意思伝達の部分が出てくるかなと思いますので、今の加藤委員のご意見もご参考にしていただければと思います。

ほかにご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○森本会長 よろしいですか。それでは、次に進めてまいりたいと思います。

次に報告事項2のヘルプマーク、ヘルプカードの導入について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(名塚調整担当係長) 調整担当係長の名塚と申します。

私からは、資料4に基づきまして、10月18日水曜日から配布開始になりますヘルプマークとヘルプカードについてご説明させていただきます。

まず、説明の前に、ヘルプマーク、ヘルプカードの導入に当たりましては、本日いらっしゃる団体の皆様にもさまざまなご協力をいただいておりますので、この場をかりてお礼を申し上げます。

それでは、資料に沿ってご説明をさせていただきます。

ヘルプマーク、ヘルプカードは、外見からは障がいのあることなどがわからない方などに対し、札幌市民全体で合理的配慮を提供しやすくする環境をつくっていくためということで導入するものでございます。皆様におかれましては、引き続き本事業の趣旨をご理解の上、特に制度の周知などにご協力いただければと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。概要としましては、ヘルプマークは、外見から障がい等のあることがわからなくても援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるストラップ型のマークというところでして、写真のとおり、かばんなどにつけることができます。

ヘルプカードにつきましては緊急連絡先や、必要な支援内容などが記載でき、緊急時や災害時、困った際に周囲の援助や配慮をお願いしやすくするカードといったところです。お財布に入るような小さなサイズのカードになっておりまして、本日、現物をお持ちしたのですが、このようにヘルプマークとヘルプカードを一つの袋にして札幌市ではお配りする予定でございます。

続きまして、資料4の裏面に移ります。

配布対象者としましては、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、その他、援助や配慮を必要としている方としており、配布の際には、障害者手帳などの挙証書類などは求めない、申請書の記載も不要としており、基本的にはほしいという方に幅広く配布するとしております。配布場所につきましては、細かいところはお配りしておりますリーフレットに書いてあるのですが、主なところとしましては、地下鉄駅事務室、札幌市役所、こちらの障がい福祉課、各区役所の保健福祉課、各区にある保健センター、また、市内に39カ所ございますアイン薬局などで配布いたします。周知方法としましては、もう既に皆さん、お気づきかもしれないのですが、地下鉄と路面電車の専用席、優先席付近のステッカーにヘルプマークを追加したものを先月末までに全て張りかえております。

もしお気づきでない方は、今度、地下鉄、路面電車に乗ったときにぜひご注目をいただければと思っております。そのほか駅構内、商業施設などでポスター掲示をする予定でして、こちらは10月18日の配布開始にあわせまして、一斉にポスターを張る予定でございます。そのほか今月の広報さっぽろ10月号でも掲載するほか、今後、市長がみずからヘルプマークを紹介するという動画を放映する予定でございます。

このように、さまざまな手法で広報を行っていこうと考えておりまして、障がいのある方だけではなく、障がいのない方もさまざまな方にこの制度を知ってもらうことが重要と考えております。また、この資料には書いていないのですが、札幌市とほぼ同じ時期に北海道のほうもヘルプマークとヘルプカードを導入すると表明しておりますので、詳細はまだわからないのですけれども、北海道と連携しながら幅広く周知をしていこうと考えております。また、本日、参考までにリーフレットを準備させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思っております。

私からの説明は以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

先日、内部障がいのある方のお話を聞く機会があったのですが、その方は障がいが見た目ではわからない、だから、このヘルプマークを札幌市が導入してくれるということに対して非常に評価をしているお話を先日聞いております。このヘルプマーク、ヘルプカードの導入について、委員の皆様からご意見等がございましたらお願いいたします。

増田委員、お願いいたします。

○増田委員 北海道難病連の増田でございます。

ヘルプマークは、取り上げていただきまして、ありがとうございます。ヘルプマークは、周りに配慮をしようとする発信ツールとしては最高のものだと思います。ただし、ヘルプマークを単に配布するだけでは問題があるのかなと思います。その意味を当事者にも周りにも理解されないとヘルプマークの意味が伝わらないと思います。例えば、学校教育の現場や町内会などの学習会を通じて周知を図る必要があるのではないかと考えます。

当事者がヘルプマークを用いることで、自分の病気だったり障がいをかミングアウトすることで、正しく丁寧な説明の理解を深める必要があるのではないかと考えています。

私ども北海道難病連は、札幌市と道が配布することを受けまして、あした、10月5日に北海道新聞の取材を受けることになっております。ヘルプマークやカードをなぜ難病患者が必要と考えるのかということ伝えるための新聞取材になります。それと同時に、10月28日は、私どもの札幌地区の研修会がございます。そこでも、みんなでヘルプマークについて考えましょうということで名塚さんに来ていただきまして、みんなで考えましょうという研修会を行う予定ですので、ヘルプマークを使う意味と周知方をよろしく願います。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

このカードやマークが障がい者にとって有効に活用されるためには、多く市民の皆様がこれを持っている方がどういう方なのかということを理解していただかなければならないと思います。何なのだろうという状態ではうまく進んでいかないと思いますので、広報体制であったり、周知の体制であったり、あらゆる場面においてこういうカードがあるので、こういう人たちが持っているということを周知していく体制づくりを各団体も含めて進めていけたらと感じております。意見としてでよろしいでしょうか。

ほかかにご意見等はございませんか。

○山内委員 山内です。

私は、札幌肢体不自由児者父母の会の親の会にも入っております。私たちの子どもたちは、重度の子たちが多く、その中で去年2年間かけて会員さんからいろいろな情報をいただいて、私たちは、はがきの大きさに二つ折りにしているのですが、そういうヘルプカードをつくったのです。このマークを東京都に確認させていただいて許可をいただいて、このマークを使わせていただいています。今回、札幌市にこれをつくっていただいたので、本当に会員さんは喜んでいて、このマークをつけながら、そのカードも一緒につけるということで、みんながすごく喜んでいましたので、感謝しております。ありがとうございます。

もしカードのご必要でしたら、父母の会に言っていただければ、皆さんにお渡しできますので、どうぞ言ってください。

○森本会長 ありがとうございます。

その他、ご意見等はございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○森本会長 ないようでしたら、次に進ませていただきます。

報告事項の3です。障がい児支援体制検討部会について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(名塚調整担当係長) 続きまして、調整担当係長の名塚でございます。

私から、資料5番、障がい児支援体制部会の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

ことしの3月に諮問させていただき、了承をいただいて設置した部会になります。こちらの委員は書いてあるとおりのメンバーになっておりまして、この審議会からも加藤委員と藤原委員にご参加をいただいております。部会長が藤原委員、副部会長が麦の子会、自立支援協議会子ども部会長の北川委員にお願いしております。

次のページになりますが、検討経過です。7月から開催しまして、7月、8月、9月と今まで3回開催しておりまして、次回は11月に開催予定でございます。検討テーマとしましては、大きく三つのテーマを扱っておりまして、一つ目が児童発達支援センターの支援体制のあり方、二つ目が市有療育施設のあり方、三つ目が医療的ケア児の支援体制のあり方という三つをメインに議論をしております。あくまでも議論の途中ではあるのですが、いただいた主なご意見を三つほど紹介させていただきます。

まず一つ目は、市内に9施設ある児童発達支援センターがもっと地域の中核にならなければいけないということと、将来的に各区に1施設ずつ、バランスのよい配置が必要であるというご意見をいただいております。また、二つ目は、将来的に子ども発達支援総合センター、南平岸にある「ちくたく」という施設ですが、このように入所機能を含めた専門的な機関が一つではなく、もう一カ所ぐらいあるとよいというご意見もいただいております。また、医療的ケア児については、障がい児施策の対象になるかどうかを問わず、日常生活を営む上で医療的ケアが必要な子どもと広く捉え議論を進めていく必要があるということです。

少し補足しますと、医療的ケア児というのは、新たにできた概念で、定義が非常に曖昧でした。これをどう考えていくかという議論において、こういったご意見をいただいたところでございます。

今後のスケジュールにおきましては、年度末に開催される審議会までに答申素案を固めまして、その場で内容を報告させていただいて、審議会から答申をいただくスケジュールを想定しております。

私からの説明は以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

今の検討部会につきまして、委員からご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 加藤です。

私も委員のほうでいろいろ検討させていただいているのですが、児童発達支援センター、児童発達支援事業、放課後等デイサービスが札幌市は全国一、数が多い状況になっていて、その質は全国的に国のほうでも問われていることになっていて、その中で児童発達支援センターが、地域で事業所に通うお子さん、学校、幼稚園、保育園に通うお子さんたちで支援の必要なお子さんたちに出向いて行って支援をするという機能を児童発達支援センターそのものが、国のセンターの定義としてもそのようになっているのですが、実態はどうかというところで検討を深めているところです。児童発達支援センターが各区にまだないのです。東区には二つあったり、ない区もあったりというばらつきもありまして、その辺のバランスをどうとっていくのかということを検討しております。

もう一つが医療的ケア児ですが、障がいがあると重くてたくさんの医療ケア、呼吸器がついていたり状態が重いお子さんから、気管切開はしているけれども、走って歩くとか、知的障がいはないとか、非常に小さく生まれてお子さんなので発達の過程で医療的ケアがなくなっていく方も中にはいるのです。

そういう中で、そこをどう捉えて、どのようなところで彼らが生活をしていて、例えば幼稚園や保育園に行ける力があっても医療的ケアがあることで受け入れてもらえないとか、学校もそういった中で特別支援に行かなければいけないという、医療的ケア児をどういう概念で捉えていくかというのが非常に幅広くて、その中で子どもたちが必要な教育や療育が受けられない状況にあるのでは困るねということで、どういう体制でそこら辺を拾っていったらいいのだろうということを検討しております。

○森本会長 ありがとうございます。

検討部会の中での話し合われている内容等々について補足的に説明をしていただきました。

ほかにご意見、ご質問等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○森本会長 ないようでしたら、また、最後にでもご意見がありましたら、お願いいたします。

次に、報告事項4、障がい者就労施設等からの物品等の優先調達について、説明をお願いいたします。

○事務局(石田就労・相談支援担当係長) 就労・相談支援担当係長の石田でございます。

資料6-1、6-2でございますが、優先調達についてのご説明です。例年、この審議会でご報告をしておりますが、札幌市では、物品役務等の優先調達の調達方針を毎年度定めております。平成29年度の調達方針についてこちらに掲載しており、資料の1から7まで詳細が載っておりますが、年度の時点修正をした以外、中身的に変わっているところは実は5の部分だけございまして、5の平成29年度の調達目標ということで、これまでの調達実績を踏まえる形で毎年目標を改正しております。平成25年度から目標を定め

ておりますが、その当時は1億5,000万円が目標でした。29年度の目標については、2億2,000万円という設定にしております。

続きまして、実績です。

資料6-2に調達実績の表を掲載しております。物品と役務の内訳に分けて、就労継続支援等の福祉施設、特例子会社等からの調達、元気ジョブ、アウトソーシングセンターや元気ショップといった共同受注窓口での実績を一覧表にして掲載しております。まとめた合計のところですが、平成28年度の調達実績は、目標額が2億1,000万円だったのですが、そこを2,000万円上回りまして、2億2,997万円となっております。

平成29年度につきましては、先ほど申し上げましたように、目標は2億2,000万円としているのですが、既に目標を昨年度の実績で上回っている状況ですので、少なくとも28年度の実績を下回らないように、今年度についても取り組んでまいりたいと全庁に働きかけているところでございます。

また、平成28年度からは、単年度の目標だけではなく、中期的な目標として、平成32年度までに2億5,000万円という目標を定めておりますので、単年度の目標は2億2,000万円となっておりますが、さらに上を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森本会長 ありがとうございます。

物品等の優先調達につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見がございましたらお受けいたします。

○事務局（中田企画調整担当課長） 事務局から補足をさせていただきます。

札幌市でこれだけ多くの発注をしているところですが、ぜひ、皆様方も何か機会がありましたら、本当にちょっとしたことで結構ですので、例えば市役所に寄ったときに元気カフェでお茶を飲んでいただくとか、お弁当を頼むときにそういう事業者から注文をするとか、例えば印刷物でも、非常に質の高いものを、普通の印刷会社と遜色ないようなものを発注している例もございます。私の前の職場で広報物をそういうところに発注していましたが、すごくできるいいものを毎回つくっていただいておりますが、これは本当に積み重ねだと思うのです。ちょっとしたことでお気遣いいただければ幸いです。我々も頑張りますので、皆さんも、ぜひご協力をお願いしたいと思います。

○森本会長 ありがとうございます。

私も、市役所に来たときは元気カフェでコーヒーを飲むように努力したいと思います。補足説明をどうもありがとうございました。

委員の皆様から特にございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○森本会長 それでは、本日予定しておりました審議事項並びに報告事項につきましては全て終了しました。

最後に、全体を通しまして委員の皆様からご意見等がございましたらお受けいたします。

増田委員、お願いいたします。

○増田委員 難病連の増田です。

先ほど加藤委員のご説明のところでは質問をしようと思っていたのですが、先ほどの資料5の障がい児支援対策部会の進捗状況の中で、この辺の資料が事前に来たときによくわからなかったもので、いろいろと調べてみました。平成28年6月に公立児童発達支援センターあり方検討会議がございましたね。そこで、指定管理者制度の導入によりサービスの向上と柔軟な運営体制の構築を目指すべきという諮問要望があったと思うのですが、その後のことは進んでいるとか、何かあるのでしょうか。

○森本会長 事務局からでよろしいでしょうか。

○事務局（名塚調整担当係長） 調整担当係長の名塚でございます。

非常にわかりづらいのですが、障がい児支援体制検討部会という組織と公立児童発達支援センターあり方検討会議という組織は、厳密に言うと別組織になります。今、増田委員からお話のあった公立児童発達支援センターあり方検討会議につきましては、平成28年6月の中間報告以降、まだ開催していないのですが、近々開催する予定でして、最終報告をまとめる予定です。

○増田委員 この後のことを調べても出てこなかったもので、そこから報告が出るのですね。

○事務局（名塚調整担当係長） そうです。

○森本会長 この後、報告が出てくるということではよろしいでしょうか。

ほかにご意見等はございませんか。

山内委員、お願いいたします。

○山内委員 山内です。

お聞きしたいのは、資料2-2です。ユニバーサルデザインタクシー導入費補助とあるのですが、これをもう少し詳しく教えていただけないかと思ったのです。対象となるのはどのようなものですか。

○事務局（樋口事業計画担当係長） 事務局からお答えします。

この事業は、障がい部門ではなく、まちづくり政策局総合交通課の事業です。民間のタクシー会社で、仕様は決まっていると思うのですが、ユニバーサルデザイン仕様のタクシーを導入する際の費用の一部を補助するような事業で、昨年あたりから実施されていたかと思います。金額とか条件とか細かいところはわからないため、私どものほうで所管部局にお調べして、事後にお伝えしようかと思いますが、よろしいでしょうか。

○山内委員 有償とは関係ないのですか。一般の会社ですね。わかりました。

○森本委員長 有償の移送の車ではないということです。

○山内委員 身障のほうからすると、就労にしても、何にしても、移動というのが本当にお金がかかるのです。

○森本委員長 例えば、障がいがあっても乗りやすいタクシーができてくるのはいいこと

だと思えます。

加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 今までの検討の中身と違って申しわけないのですが、プランの案の中の保健・医療の推進のところでも書かれていて、何カ所か出てくる文言で気になるものがあります。これは、自分の感覚がどうかというところもあるので、皆さんにお聞きしたいのですが、子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病の早期発見という言葉です。今、出生前診断のことなどいろいろと取りざたされている中で、障がいの原因となる疾病の早期発見というふうに、疾病そのものを障がいの原因と結びつけていいのかと思うのです。かえって、ここは解説しないほうがいいのではないかと私は思います。障がいの原因となるというのは、前のときは書いていなかったのに、あえて入っているのだと思うのです。49ページの上のほうですが、何カ所かそれがあります。障がいの原因となる疾病の予防・早期発見と書いてあって結構出てくるのです。確かに、そういう事実はあるのですが、言葉で見てしまうと、私はすごくひっかかるころがあつて、委員の皆さんはどのように思われるのかと思っていました。

○増田委員 この辺は、この前の検討部会でもたくさん議論しましたが、加藤委員に逆に質問して、どの辺に違和感を持ちのですか。

○加藤委員 障がいの原因となる疾病ということで、疾病は疾病としてあると思うのですが、これだと、それイコール障がいというふうに見えてしまうのです。専門でやっている人たちはわかるのですが、疾病が障がいになるのだと一般の方々が見ると、そのようにつながってしまうのかなと思うのです。私の気のせいかと思っていたのですが、何となく今回見てもひっかかりますので、この言い方は、こういうストレートな感じではなくて、何かないかなと思っていました。かわりの言い方はどうしたらいいのかと思うのですが、今の時点ではすぐに思いつかないです。

私だけということでしたら、個人の感覚なので、結構です。

○森本会長 委員の皆様の中で、今の障がいの原因となる疾病の早期発見という部分について、下の基本方針にも原因による疾病の予防という言葉が出てくるのですが、それに対してお考え等がありましたら出していただければと思います。

○長江委員 札幌市手をつなぐ育成会の長江です。

うちの子は自閉なので、障がいの原因となる疾病というのは、では、何が当たるのかということ。自閉の原因というか疾病が現在は判明していない中で、この書き方だと、早期発見によって、その後、療育ということは言われているのですが、自閉症は早期に発見できるのですか。

加藤委員が言ったように、この書き方が該当する障がいと、該当しない障がいがあると思います。その部分だとわかりづらいというのがあったと思います。

○森本会長 ありがとうございます。

原因と疾病の両方をとってしまうと、障がいの早期発見と早期療育という言葉になるの

ですね。障がいによっては、原因がわからないものが特に知的障がいの場合は非常に多いのです。状態像は出てくるのですが、なぜそうなるのかという原因がわかっていないというところがあります。この後、検討部会は何回か開かれるのですか。もうないのですか。

○増田委員 検討部会は終わりました。

○森本会長 多分、この辺は捉え方だと思うのです。この場で、これがいいよねというのは出せないような気がするのです。事務局のほうに今の意見をお返ししますので、その中で練っていただければと思います。

○事務局（中田企画調整担当課長） 事務局の中田でございます。

今、増田委員、加藤委員、長江委員からお話があったのは、それぞれのお立場でよくわかります。もちろん、病気が原因で障がいになる方もいらっしゃいますし、必ずしもそうでないこともいらっしゃるということです。ただ、一般的に全部に当てはめる言葉としては適切ではないという印象を持ちました。検討部会は終わったのですが、この後、だから文言を修正しないということではございませんので、もし何かいい表現があればご意見をいただきたいということが一つです。また、こちらのほうでも、これにかわるものがあれば検討したいと思っておりますので、ここについては、この案が決まりということではありませんので、少し検討のお時間をいただければと思います。

○増田委員 加藤委員の話聞いてそうなのかと思うけれども、難病の子どもたちにしてみれば、難病の子どもたちの中にも知的障がいや発達障がいも含まれている疾病がたくさんございますので、難病としてはいいのかなと思いましたが、先ほどのご説明ではそうなのかと思う部分もあったので、私はこの部分を外されたら困るかなと思ったのですが、確かに、全般でいくとそうかもしれません。難病患者の子どもたちも、いろいろな障がいを抱えているので、早期発見、新生児スクリーンにつながるのかなと思っているので、いいのかなと思いました。

○加藤委員 きらめきの里にもそういう方は来られているのです。ただ、お母さんたちを見たときに、何かそうだというふうに言葉として強い気がただけです。確かに、そのかわりになる説明をどういう言葉でしたらいいかは思いつかないので、ちょっと考えてみます。

○森本会長 ありがとうございます。

障がいの中では、当てはまる部分と当てはまらない部分がどうしても出てきます。先ほど中田課長からもお話がありましたが、もし委員の皆様の中で、概要を見返して、こういう文言はどうだろうというものがありましたらご意見を出していただけたらと思います。

ほかに何かご発言はございますでしょうか。

地吹委員、お願いします。

○地吹委員 ハローワークの地吹です。

初めて参加しましたので、私なりの感想と個人的な意見を申し上げたいと思います。

まず、この事務局案は、非常に中身の濃い形ででき上がっていて、すばらしいと思いまし

た。確かに字句その他の部分でその方々によって捉え方が違うのかなというのは特に感じました。今の部分も、逆の読み方をすると、疾病イコール障がいだと。ただ、その疾病で障がいになる方とならない方がいますし、精神などの場合ですと、それが障がいということにもなるので、それをどう言葉でまくるのか、「など」でまくってしまっているのかというところがあると思います。これは、国のプランがどうなっているのかというところも絡んでいると思います。

もう一つは、今回、初めて見て感心したのがヘルプマークの関係です。すごいと思いました。ただ、道が同じようなことを進めているということは今聞いたのですが、道と同じマークになるのでしょうか。

○増田委員 そうです。

○地吹委員 よかったです。道内を回ったときに違うマークがあるのでは困るなと思いました。

また、カードというのはどうなのだろうと思いました。個人的に、病気のときに、持ち歩きなさいということで手帳を持たされたことがあります。コンタクトスポーツとか出血したときに血がとまらないので、必ずこの手帳を持っていてくださいということで9カ月ぐらい持っていたことがあるのですが、あれは倒れたときとか何かあったときに救急隊員の方に探してもらわなければならないのですが、そういう状態のときにポケット、財布に入っているカードは出せるのかと思ったのです。意識のある中でしか出せないものになると思うのですが、これは私の個人的な意見です。

もう一点は、ちょっと事務局に失礼ですが、事務局案の中で、最初はいろいろな資料の中で出てくる字句というのは、そのまま一部の間違いなのかと思ったのですが、障がいのある方と人という両方の使い方をしている部分が明らかにあるのが52ページ、53ページです。52ページの上段は、障がいのある人の医療費の負担軽減が図れるよう国に対して働きかけるということで、53ページの中段では、自立医療支援、障がいのある方の医療費の負担軽減を図るように国に働きかけるとあります。「方」と「人」の使い方はどちらかに整理しなくていいのかと思います。

非常に役人的なことを言って申しわけないのですが、この辺はまだ案なので、整理をしていただきたいなと思いました。

○浅香副会長 今の地吹委員からあった最後のところは、委員会でも指摘した事項で、私たちも見過ごしたのかなと思います。

一応、「人」に統一しようということになりますが、見落としがあると思いますので、お気づきのところがあれば事務局にお伝えしていただければと思います。一応、部会では「人」に統一しましょうということになりました。

○増田委員 先ほどご質問のあったヘルプカードの件で、どこにあるのかということですが、先ほど、始まる前に山内委員と話していたのですが、ヘルプマークの後ろ側に張れるシールがあるのです。あそこに自分の内容のヘルプカードについてどこどこにありますという

のを明記したらいいよねと。ヘルプマークの後ろにシールがありますね。カードの中いろいろな書き込めるところがあるのです。

○地吹委員 ヘルプマークの中には、このカードは入れないのですか。

○増田委員 違うのです。ヘルプマークはこのままの形です。

実は、ここにシールが張れるのですね。カードは別なのです。このカードを持っても持たなくてもいいということで、山内委員のつくってくれたカードはすごくわかりやすいので、私たち難病連はそれを使おうかと思っています。それがどこに入っているかがわからなかったら、救急隊員にわからないよねと余談で話していたので、例えば財布の中に入っていますということを書き込んでいたら、誰か倒れたときにわかるのではないかということです。

○山内委員 今、増田委員が言ったとおりですが、私たち親の会で作ったのは、子どもたちが意思疎通ができないということで、重度の子たちが多いので、親のいないところで誰かに委ねたりといったときに、結局、何も言えないので困るということで、私たちはそれでカードをつくったのですよね。だから、逆に私たちは、それは個人情報云々よりは、それは親たちが納得して出すものなのということで、見せて、わかるように常に子どものバックであったり、見えるところに私たちはつけようということでつくったのです。

でも、今回、札幌市で作ってくれたものには、今、増田委員が言ったように、中身は見せたくないのか、かばんの中に入れておくとしたら、ここにありますがというのをいれるとわかりやすいというお話をしていました。

○地吹委員 カードが2段階で違うところに隠されているというのはどうなのでしょう。ヘルプマークがあって、ヘルプマークが必要なときに出すなり見えるようにしているのであれば、ヘルプマークの中に入れていけばいいのではないのでしょうか。

○事務局（中田企画調整担当課長） 事務局の中田でございます。

今、各委員からご意見をいただいたことですが、まず、ヘルプマークにつきましては、ポケットなどはついておりません、あくまでもストラップ型のものです。裏面にシールを張ることができますので、そのシールに何かを書き込むことはできます。

ただし、このシールは、ひっくり返すと見えてしまうので、プライバシーに関することは余り書けないと思うのですよね。なので、今、増田委員がおっしゃったように、例えばこのヘルプマークの裏面に張るシールに、ヘルプカードがお財布に入っていますという言葉が書いてあれば、その人が例えば探して救急隊員がお財布を探してそこを見てわかるという形です。2段階と言えば2段階なのですが、プライバシーとの兼ね合いで誰にでも見せられない情報をヘルプカードに書いていただいて、それを見えないところに携帯していただくという想定を一応しているところでございます。

○地吹委員 ヘルプマークというのは、この形しかないということですか。

○事務局（中田企画調整担当課長） 東京都で作りまして、それしか使ってはいけないという縛りがあるのです。

○地吹委員 加工できないということですね。

○事務局（中田企画調整担当課長） 材質などをJ I Sで認定されておりますので、余りほかのものをつくって、これがヘルプマークだという言い方はできない形になっております。

○地吹委員 ヘルプマークがある程度登録されているので……。

○事務局（中田企画調整担当課長） ヘルプカードにつきましては、特に決まりはないので、皆さん、結構、自由な様式でつくっている自治体が多いです。

○地吹委員 わかりました。

○森本会長 よろしいでしょうか。本当にこれが普及して、持っている方にとっても、それからこれを見た方にとってもこれがどういうものかというのが周知されることを願うばかりです。

ほかにご意見はございませんでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○森本会長 ないようでしたら予定よりも若干早いのですが終了したいと思います。

本日は、委員の皆様には、活発なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。事務局の皆様にも、今後の札幌市の各事業にご意見を生かしていただけるような取り組みをしていただくと大変ありがたいなと思っております。

それでは、長時間にわたりまして、熱心なご議論をいただきまして、本当にありがとうございます。

以上をもちまして、マイクを事務局のほうにお返しいたします。

○事務局（中田企画調整担当課長） 森本会長、浅香会長代行を初め、委員の皆様方には、長時間にわたりまして大変貴重なご意見等をいただき、ご議論をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日いただきましたいろいろな意見につきましては、今後の障がい者施策に関する各事業になるべく反映させていただきたいと考えております。

なお、次回の審議会ですが、通常ですと年度末ぐらいを予定しておりますが、また改めてご案内を差し上げたいと思います。突発的に何かということがあれば、別途、招集はさせていただきますが、通常のパターンでいきますと、年度末ぐらいを想定しておりますので、改めてご連絡を差し上げたいと思います。

4. 閉 会

○事務局（中田企画調整担当課長） それでは、これをもちまして、平成29年度第1回札幌市障がい者施策推進審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございます。

以 上